令和８年度第２回岩手県私立学校審議会議事録

日時　令和８年９月 14 日（月）
　　15：00 ～ 16：10
場所　エスポワールいわて　１階　小会議室

令和８年度第２回岩手県私立学校審議会

１　開催日時　　令和８年９月 14 日（月）　15：00 ～ 16：10

２　開催場所　　エスポワールいわて　１階　小会議室

３　出席者

〔私立学校審議会委員〕

浅　見　剛　文　委員　　曽　根　美　砂　委員　　龍　澤　尚　孝　委員

高　橋　　聡　委員　　佐　藤　　博　委員　　天　間　正　継　委員

新　田　亮　一　委員　　須　川　和　紀　委員　　佐々木　栄　光　委員

〔県〕

村上ふるさと振興部長

木村学事振興課総括課長　竹原主幹兼私学振興担当課長

千葉主査　千原主任　藤原主事　半田主任

４　欠席者

なし

５　署名委員

高　橋　　聡　委員　　天　間　正　継　委員

６　会議の状況

別紙のとおり。

１　開　会

〇木村学事振興課総括課長

定刻となりましたので、ただいまから、令和８年度第２回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私、学事振興課の木村でございます。議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

２　出席者の確認

〇木村学事振興課総括課長

初めに、委員の出席状況について御報告をいたします。

本日は、委員 10 名全員に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第５条に定める定足数に達しており、本日の会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、村上ふるさと振興部長から御挨拶を申し上げます。

３　挨　拶

〇村上ふるさと振興部長

皆様、足元悪い中、お忙しい中、第２回私立学校審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。第１回は７月 21 日、約２ヶ月前に開催させていただきました。その際に私申し上げましたけれども、今年は私立高校の実質無償化初年度ということで、私立学校を取り巻く環境が大きく変わる年です、ということでお話を申し上げた記憶がございます。

先般の一部報道で、宮城県で今年度の実質無償化が始まって、公立高校の入学者が、例年に比べて大きく減っていて、私立学校の方を見ましたら、増えていると言ったような記事がですね、先週、先々週くらいの記事に載っておりまして、宮城の状況も私もその記事で見たんですが、岩手県に関して言いますと、白百合学園高校さんが、共学化になってすごく生徒が増えたという記事になったりしてましたけど、一部、個々の事情でそういうことはありますけども、岩手県に関しては、私立学校のトータルで見ると、例年通りの動きでありますし、公立高校もそのせいで入学者が減ったということはなさそうだなということで、今我々は状況を把握しております。

大きな影響は岩手では今年度に関してはなかったんですが、ただ、私立学校が実質無償化になったということは、進路を選ぶ生徒さんたちにとっては、やっぱり選択の自由が広がったということで、進路を選ぶ生徒さんたちには非常にいいことだと思いますが、ここで私立学校の役割というのは、ますますもってですね、重要になってくるなというふうに思っていて、我々としても、ぜひ、各県内私立学校ですね、教育の充実の後押しをしていきたいというふうに思っております。

先日、取りまとめられました、令和９年度の国の概算要求でも、文科省のほうの内容を見ますと、私立学校の運営費補助、或いは、耐震化の補助、こういったものについてもですね、

増額の要求が掲げられているようでございますので、そういったものを、我々も後押しを受けながら、しっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

今日の審議会では、広域通信制高等学校の設置、或いは、学校の収容定員に関する学則変更認可、或いは、小学校の設置計画といったものが予定されております。

前回の審議会でも、様々御議論いただいて、我々もですね、事前に計画を審査するにあたり、参考にさせていただきましたので、本日も忌憚のない御意見いただければありがたいなというふうに思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○木村学事振興課総括課長

これより議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、審議会運営規程第３条第１項の規定により、佐藤会長にお願いいたします。

４　議　事

（１）議事録署名委員の指名、会議の公開

○佐藤会長

まず、最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。議席番号５番の高橋委員と、議席番号６番の天間委員にお願いいたします。

次に、諮問事項の審議に入ります前に、当審議会の会議の公開について確認をいたします。当審議会につきましては、参考資料２ページにございます、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開で行うとされており、同指針３の会議の公開の基準に定める非公開事由に該当しないものと判断されますので、公開することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声）

○佐藤会長

それでは、本日の会議は公開といたします。なお、本日の会議録及び資料につきましては、同指針等により県のホームページに掲載されることとなっております。

（２）諮問事項の審議

議案第１号　広域通信制高等学校の設置認可について
学校法人河合塾学園　ドルトンＸ学園高等学校（一関市）

○佐藤会長

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

議案第１号、広域通信制高等学校の設置認可について、事務局から説明をお願いいたします。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

議案第１号について、資料の３ページをお開きくいただき。

学校法人河合塾学園における広域通信制高等学校の設置認可について御説明いたします。

今回お諮りする内容につきましては、令和７年９月に開催された岩手県私立学校審議会におきまして、広域通信制高等学校の設置計画について御了承いただいたもので、今回は、設置認可について御審議いただくものでございます。

内容について御説明いたします。学校名は、ドルトンＸ学園高等学校であり、一関市花泉町内に、広域通信制高等学校を、令和９年４月１日に開設しようとするものであります。

設置場所は一関市花泉町油島であり、一ノ関駅から車で 30 分の場所に位置しております。設置に当たっては、令和４年度末に廃校となりました油島小学校の跡地及び校舎を活用するものでございます。

設置者は、全国に予備校・学習塾である河合塾を展開している河合塾グループのひとつである学校法人河合塾学園であります。

設置の目的ですが、これまで学びのセーフティーネットに留まってきた通信制高等学校において、オンライン学習ならではの利点を生かした多拠点での探究活動におけるリアルな体験と、個別最適化されたオンライン学習を融合させることで、グローバルとローカル双方の視点と複雑な時代を主体的に生き抜く力を持ち、世界の課題を解決するために活躍できる人材を育成することを目的として、本学校を設置しようとするものでございます。

ここで、学校の概要等について、補足説明資料により御説明いたします。資料№.２の補足説明資料１ページをお開きください。まず、通信制高等学校についてですが、文部科学省では３以上の都道府県において生徒募集を行う通信制高等学校を広域通信制高等学校、それ以外を狭域通信制高等学校としております。

現在、県内に設置されている通信制高等学校は公立・私立を含め、全て狭域通信制高等学校であり、広域通信制高等学校は設置されておりません。今回設置を予定している学校は、全国 47 都道府県から生徒を募集する広域通信制高等学校でございます。

補足説明資料２ページをお開きください。今回新設する広域通信制高等学校は、通信制ではありますが、不登校の生徒に主眼を置いたものではなく、積極的に社会と関わりながら学びを深めたい生徒を主な対象としておりまして、場所を選ばないオンライン学習の利点を生かし、多様な地域における探究活動を行うところが特色でございます。

一方で、中学校を卒業して間もない生徒が、直ちに各拠点において探究活動を行うことは難しいことから、記載しているスケジュールのとおり、１年次は主に一関キャンパスと東京キャンパスにおいて基礎学力等の習得や、地域探究に向けた準備を行うこととしております。その後、１年次の３学期から２年次の２学期にかけて、午前中はオンラインによる高校の教科の学習、午後は国内外の地域拠点において、生徒自らが設定したテーマに基づく探究活動を実施する計画となっております。

また、２年次３学期以降は、オンライン中心の学びと並行して、探究活動で得た経験や学びを振り返るとともに、一人ひとりの進路実現に向けた準備を進めることとしております。

右上の図から若干変更されておりますが、現在、県内拠点として、八幡平市・岩手町拠点と釜石拠点の２つを検討しているところであり、今後は、県外及び海外の拠点設置の検討を進めていくとのことです。

資料の３ページにお戻りください。収容定員についてでございますが、設置する学科は普

通科、修業年限は３年以上とし、１学年 150 人、総定員は 450 人となっております。

次に、通信教育連携施設についてでございますが、本校を一関市に設置するほか、東京都に面接指導等実施施設及び学習支援施設を設置するものでございます。

資料４ページをお開きください。生徒納付金については、記載のとおりでございます。

次に、教職員数についてでございますが、開校初年度から、校長１名、副校長１名、専任教員 16 名、兼任教員２名の計 18 名を見込んでおり、設置基準を満たしております。

資料の５ページをお開きください。施設の概要についてですが、校地及び校舎は一関市が所有しておりますが、一関市との間で 20 年間の長期賃貸借を予定しており、教育上支障のない使用条件が確保されていることを確認しております。

校舎面積は 2,060 ㎡であり、設置基準の 1,200 ㎡以上を満たしており、必要とされる教室等についても設置されており、教育活動を実施する上で問題がないことを確認しております。なお、令和８年８月に現地検査を行い、申請書に添付の図面と一致していることを確認しております。

次に、収支予算についてでございますが、令和９年度の収入の部で生徒納付金収入４億 2,750 万円、手数料収入で 270 万円等となっており、支出の部では人件費２億 3,200 万円、教育研究費支出で４億 4,264 万円等となっております。

開校後２年間は赤字を見込んでいますが、その不足額については学校法人全体の資金により補填する計画となっております。また、３学年が揃う令和 11 年度以降は黒字を見込んでいるものでございます。

補足資料１ページをお開きください。３関係機関からの意見です。本設置認可申請の提出を受け、岩手県私立学校認可事務取扱要領に基づきまして、教育区域に含まれる都道府県に意見を聴いた結果を記載しております。支障はない、または、やむを得ないとする回答が 30 件となっており、主な意見として、各都道府県内に通信教育連携施設が設置されていないため、生徒の通学に係る時間的、経済的な負担が大きいので、事前説明を十分に行うこととの意見がございました。

これに対して設置者は、一関市及び各地域拠点で全寮制を採用するため、通学に伴う負担は軽減でき、また、経済的負担については、入学前に十分説明を行い、理解を得ることとしています。なお、通信教育連携施設については、教育区域内のすべての都道府県に設置が義務付けられているものではございません。

次に、２点目でございますが、支障があるとする回答が 12 件ございました。主な理由は表の２番目に記載しておりますとおり、少子化の進行により、既存の高等学校で定員割れが生じており、新たに教育区域に含めることに支障がある、というものでございます。

これに対し設置者は、想定される入学者数は各都道府県数名程度であることから、地域の高等学校教育に与える影響は限定的であること、また、本校は既存の広域通信制高等学校とは異なる教育課程を特色としておりますので、対象とする主な生徒層も異なるため、既存の学校と単純に入学者を奪い合うものではない、としています。

県といたしましては、各都道府県からの意見及び設置者の見解を踏まえまして、全ての都道府県を教育区域に含めることについて、特段の支障はないものと判断しております。

以上のことから、ドルトンＸ学園高等学校の設置認可につきましては、県の定める審査基準を満たしていることから、県としては認可することが適当であると考えております。

説明は、以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

〇佐藤会長

ありがとうございました。

はじめに、恐縮でございますが、私の方から質問をさせていただきたいと思います。

昨年９月に、計画認可の審議を行っているわけでございますが、委員３人が新たに就任しております。昨年の経緯については、存じ上げないところでございますが、例えば昨年の説明から変更等があるもの、或いは進展あるもの等についてですね、より具体的な説明を求めたいと思いますが、例えば、収支予算のところ、こちらの方で教育研究費支出が９年度が 4 億 4200 万円余、それから 10 年度が 6 億を超えているというところで、昨年度より数字が大きくなっているんではないかというふうに見ておりまして、補足説明資料で、先ほどの教育モデルの内容と、それから、県内の実施校等拠点の説明がありました。これは去年と同じ資料だったと思いますけれど、そこから進展等あったところなど、補足説明していただけないかと思います。

それから２点目は、県内の拠点候補、先ほど八幡平市、岩手町、釜石市とありましたけど、資料では陸前高田市もありましたが、こちらの方も当然含まれるということの理解でよろしいのか、確認の意味も含めまして、何故この４市町なのか、他に予定があるのか、それから県外、海外等ございますけれど、現時点における想定等は何か伺ってるのかどうか、その辺を補足で説明していただければありがたいと思います。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

まず一番の質問、支出の関係ですけれども、昨年度は、設置計画の段階から具体的にこの探求活動における、具体的な地域拠点とか、そういったところの内容が具体的に定まってきたこともありまして、額については変更されております。

令和 10 年度に教育経費支出が 1 億 6000 万円程度増えているんですけれども、これは、補足資料２ページ、３年間のスケジュール、先ほど御説明しましたけれども、１年目は３学期からが地域拠点での探究活動、２年次が１学期２学期ということで、地域拠点における、探究活動が行われるということで、この各地域拠点において使用する施設ですとか、そういったところの使用料等の経費が増えるということで、令和９年度から 10 年にかけて、支出が増えてるということになります。

それから、地域拠点ですけれども、この補足資料２ページの右上、この辺は前回と同じ資料なんですけれども、この段階から、地域拠点についての検討が進められておりまして、この図には八幡平市、岩手町、釜石市、陸前高田市で４つ、掲載しているんですけれども、現時点では、八幡平市・岩手町における地域拠点が１ヶ所、ここは研究テーマとして、現在実施されているスパルタキャンプをもとにした起業家育成ですとか、ビジネス、そういったところを研究テーマとして想定していると。

釜石拠点については震災復興ですとか、発展をプロジェクト事例として、地域拠点に設定しているというところで、現時点の陸前高田市については、計画が変わってきているというような状況になります。

〇佐藤会長

ありがとうございます。

それでは皆さん方からもご質問等ありましたらお願いいたします。

○高橋委員

今回の申請がありましてですね、私はこれはミネルバのモデルで理解していたんですけど、実際にはかなり違うということで、いろいろと伺いたいことはあるんですけど、特にですね、要するに、どこで学ぶかという場所なんですね。ミネルバ大学の場合は、どこで学ぶかはそんなに大きな問題ではないんですけれども、この学校の場合は、一関に学校があると。それから、東京に面接の施設があると。それから、各地域拠点における学習ということですので、どこでということに関しては、３通りあるわけですよね。

そうすると、一関に寮があって、全寮制だという話なんですが、ただ一関にいるというだけだと足りないので、東京にも行くし別拠点にも行くということで、かなり移動がたくさん含まれていて、どこに住んでいるんだろうというようなこともありますし、いろんな意味で、校舎という意味も違うわけですね。通常の校舎で継続的に学んでいくということは原則というわけでもないので、形の上では、校舎はどのくらいあって、施設、或いは学級規模とか、そういうことに関する基準というのはあるわけですけど、それは通常想定している学校、或いはそうではない通信制モデルなどともいずれも違うわけなので、形の上で、基準を満たしていると言ったとしても、実はかなり違うのではないかというような感じがします。

会議の役割としては、そもそも基準に合っているかどうかを審査するということなんですが、その基準の意味というのが大幅に違うんじゃないか考えるので、そういう意味で、ちょっと疑問がありました。否定的な意味ではないんですが、なかなかすぐ判断できないところもあるなと思っています。

１点だけ、１つ質問すると、私が言及した、一関で学ぶ、拠点で学ぶ、東京で学ぶ、これらのいわば割合ということもありますし、或いは、それぞれのとき、どこに住んで、どのように活動してという、全寮制というものの程度という意味。それから、いろいろなところに移動しながら学ぶときの、その移動手段や、それぞれの時にどういうふうに生活するのかという、生徒達の生活についてまだイメージが持てないので、それについて御説明いただきたいと思います。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

先ほど会長からの質問にもありました県外の地域拠点ですけれども、現在、県外の地域拠点と想定されているのが、関西のけいはんな学研都市拠点、それから、徳島拠点、それから沖縄拠点、この３ヶ所を想定しておりまして、いずれの拠点においても、全寮制ということで、こちらの各地域拠点においても、寮による生活をすることとなっております。

ですので、一関と東京、この本校と東京の面接指導等実施施設につきましては、スクーリングを行う施設として活用されますけれども、それ以外の、３地域拠点においては、オンラインでの授業を行うと。それからその地域の探究活動、先ほど御説明したとおり、午前中はオンラインで、通常の高等学校の授業を行い、午後はその地域における探究活動を行うというような、計画となっております。

○高橋委員

そうしますと、地域拠点で授業を受ける、オンラインで受けるときには、その地域拠点の寮で、その授業を受けるということですか。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

地域拠点の寮で、オンラインで授業を受けるということになります。

〇高橋委員

そうするとどこで学ぶかということによって、その都度、引っ越しをするという、そういうふうな形になるわけですね。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

そうですね、１年生の３学期から、２年生の１学期、２学期にかけて、異なる地域拠点で学ぶこともできますし、同じ拠点を続けることも可能だというふうに聞いております。

〇高橋委員

そうすると、その場合の、各地域拠点等の寮のキャパシティというか、寮に何人入居出来て、というふうなことは、その時に全ての、色々なところから移動してくる生徒が入れるという保障が必要だと思いますが、それについてはどのような形になっているのでしょうか。

〇木村総括課長

地域拠点に滞在する施設の話だと思うんですけれども、基本的には、教育施設ではなくその他施設となっておりまして、学校によると、どこの地域に学習にいくかというのは希望制を取り、その時に必要な数の宿舎を準備する形になっておりますので、そういった意味で、各施設で厳密に何室となるかは、まだ検討中であるとお聞きしているところです。

〇高橋委員

そうすると、全寮制というんだけれども、必ずしも、この学校の寮とは限らないわけですね。宿舎を準備するということなので。そのときに、希望者がどのくらいいたと。そうすると、何十人分の宿舎を準備するというようなことを、学校側がやるということになると。

〇木村総括課長

そういった形で施設を確保するということを聞いております。

〇高橋委員

そのような形というのは、全寮制という通常の言葉の使い方がかなり違うように思いますが。やはり色々なところを移動していくから、移動したときに、ちゃんと住むことがあれば保障するという、そういうふうな趣旨の話になるわけですね。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

学校としては寮としての扱いになるというふうに聞いております。

〇高橋委員

いわゆる学生寮を設置してるわけでなくても、それこそ民間の通常の宿泊施設などであ

ったとしても、それを学校側があっせんした場合にはそれは寮という扱いになるんですか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

そうですね、形としてはあっせんした場合においても、寮という扱いになるかと思います。

○高橋委員

その辺はやや疑問がありますけど、一応私の今の質問としては以上にします。

○佐藤会長

それでは他に質問等ございませんでしょうか。

○龍澤委員

補足説明資料の方の３.関係機関からの意見についてということで、岩手県は 46 都道府県に意見を聞いたということなんですけれども、一般的には認可権者ということになると思うんですけれど、岩手県の方では、認可申請上は差し支えないという判断ということではありますけれども、県内、全日制の高校、通信制の高校、それぞれありますけど、支障があるとか、支障がないとか、そのあたりの意見というのはいかがなものなのか、伺いたいと思います。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

昨年度は、設置計画の段階で審議いただく前に、県内の関係団体に意見照会した際には、県内からも団体からも意見はございませんでした。

○龍澤委員

こちらの関係機関というのは、都道府県に聞かれたんですか。それとも、関係団体というのはどういうところが含まれているんでしょうか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

昨年度は私学協会と県の教育委員会、今回は各都道府県に意見照会しております。

○龍澤委員

そうした場合に、前回、岩手県内における関係団体は支障がないということで、そういうお話でしたけれども、今回、都道府県に聞かれたということでありますけれど、設置される岩手県の方の見解というのは、いかがなものなんでしょうか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

県内の意見ということでしょうか。

○龍澤委員

岩手県としての意見はいかがでしょうか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

岩手県としての考えとしては、先ほど御説明したとおり、全都道府県を教育区域に含めることについては支障がないというふうに判断しております。

○佐藤会長

他に質問等ございませんでしょうか。

○新田委員

私もどういう教育活動をするか見えていないので教えてください。まず、探究活動の体験をするときに、拠点に行く。そして、寮に入るということでいいか。要するに、普段は自宅にいると。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

入学当初は一関と東京なんですけれども、そこも全寮制になります。

○新田委員

そこから移動するということか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

家から通うということではなく、どこかの寮に入るということになります。

○新田委員

そうすると、生徒納付金なんかに寮費なんかは入っているものなのか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

この資料の生徒納付金の中には入っておりません。

○新田委員

そうなると、費用がものすごいことになるのか。３年間寮での生活なので。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

そのとおり。

○佐藤会長

今の回答で、この生徒納付金の中に、そういった探究活動のそれぞれの各地域に移動する旅費であるとか、滞在施設、寮とおっしゃってますけれど、そこへの経費等は、これはまた別な金額ということか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

これとは別に、ということです。

〇佐藤会長

他にはございませんでしょうか。

〇高橋委員

こういう内容の場合、発言する内容が難しいんですけれども、通常このような設置認可等の場合には、その基準に合っているかどうかということを見るわけですけれども、先ほどもちょっと言及して、ちょっと基準からは比べられないということがあるので、そうするとじゃあ我々がこれを認めるか認めないかというのは、どういう根拠があるのかというのは、今回疑問に思うことがあります。

先ほどですね、経費についての質問があったんですが、経費は非常に高額な学校であるということで、もちろんこれも高額であったらいけないということはないんで、高額でもいいと思うんですが、例えばですね、いわゆるハロウスクールのような学校の場合は、あれは通常の高校とか中学ではなく、要は非常に富裕層を対象とした、グローバルエリートの養成のための学校であるということで、経費は桁違いに多いわけですけども、それはそれでそういうものだというふうにね、皆さん理解しているので、いいわけですが。

この学校の場合は、高等学校ということですので、高等学校でも学校によって非常に高いところもあるんですけど、非常に高額なところで、実際これ認可するしないの問題と少し違うんですけど、そういうタイプの、非常に高額な学校で、かつ、積極的に社会との関わりを求める生徒を主対象と想定するなど、言ってみれば、積極的に理想を追求していくために、いろいろ投資ができるような学校であるということであるとすれば、そういう性格づけというのは、はっきりさせる必要があるんじゃないかなと思います。

そうじゃないと、就学させる方々も、色々誤解するんじゃないかという感じもいたしますし、先ほどの寮の話なんか結構こだわったのは、実際、全寮制と言いながら、１つの寮じゃなくて、色々なところを移動するというのは、普通はなかなかないので、そういうことに関しても、その生活そのものが結構大変だということもあると思いますから、そういう意味で、我々の間でですけれども、高等学校の認可というふうに言えば、ある種、高等学校ではあるけれども、色々な意味で、通常の高等学校とは全部違うということですので、何らかのチェックをするということは必要ではないかなと考えるんですが。

これに関して、事務局、提案側としては、これは高校には変わりないので、特段そういったことを別に考える必要はないというお考えでしょうか。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

今、委員からご指摘ありましたけれども、全くこれまでにない新しいモデルの学校ということで、金額的にも高額だったりするというところがあるんですけれども、あくまでも、県としては、今回の認可にあたっては、通信制高等学校の設置基準に当てはまるかどうか、というところが、審査基準になりますので、審議会においては、そこを見るということになります。

先ほどお話あったような内容については、やはり、学校の方から事前にそういった生徒に対して十分に説明していただくということは必要だと思いますけれども、あくまでも、認可の審査においては、設置基準に当てはまるかどうかというところで、審査ということになります。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。他にはございませんか。

なければ、次にご意見等があればお願いいたします。

○高橋委員

先ほどですね、この学校がいろんなところで特殊なところがあって、今この資料を見た限りだと、わからないところもたくさんあるんですけど、この会議ではそれについて、わからないところについて判断する必要はないというお立場でしょうから、それはいいです。

ただ、先ほどの話の中で、そういうことについて学校側が説明すべきだという話がありましたが、私もそう思うんですけど、説明はすべきだっていうのは、希望ではなくて、いわゆる条件であるというか。それは必ず、学校が持つ責任として明らかにしていただかないと、これで説明をして、認可されたじゃないかと言われても、非常に特殊な条件があって、先ほど言ったとおり、金銭面について、移動して、特に言いましたけど、他にも、結構教育内容的にも、ミネルバとは違うので、そうするとなかなか私もわからないわけですので、十分な説明というのは、希望ではなくて条件として示していただくことを希望します。

○木村総括課長

ありがとうございます。設置認可の条件として係る部分の説明を付すことについては、なかなか厳しいのかなと、現時点では思っております。

ただし、認可にあたっては、付帯意見として、こういったことについて審議会の方から意見があったということの事実としてですね、伝えるということは可能だと思いますので、そこの部分で対応していきたいと考えております。

○佐藤会長

他に御意見等ございませんでしょうか。

これまでの審議を見ますと、新たな学校の設置ということで、これまでにない考え方ですか、そういったところはちょっと、どのように判断したらいいかという疑義も生じるところもございますけれど、今、事務局からも説明があったような形でですね、まず設置者の方に伝えていただくという方向で、それで原案については皆さん方、了承の方向でよろしいんでしょうか。いかがでしょうか。

特段、反対というわけではないようでございますが、集約しなければなりませんけれど、原案の通り了承の方向でよろしいでしょうか。

○天間委員

一点確認なんですけれど、今、付帯意見を付すというのがあったんですが、この決議は単純に承認する決議をするのか、付帯意見つきの決議承認をするのか、ここはどういう扱いになるんでしょうか。

その付帯意見というのは委員会としての付帯意見になるのか、個人からこういう意見が出たという付帯意見になるのか、そこがわからなくて。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

審議会としての付帯意見ということで出していただければ、それを県の認可の際に、審議会からそういった付帯意見が出たということで、事業者の方に伝えたいというふうに考えております。

〇佐藤会長

よろしいでしょうか。それでは、審議会からの付帯意見を付して、原案を了承することで進めたいと思いますが、それでお諮りしてよろしいでしょうか。

（意見なし）

〇佐藤会長

それではお諮りいたします。

議案第１号について、原案のとおり認可を適当とする旨答申してよろしいでしょうか。

（異議なし）

〇佐藤会長

異議なしということでございます。それでは、議案第１号、広域通信制高等学校の設置認可について、認可を適当とする旨、答申することといたします。

議案第２号　学校の収容定員に係る学則変更認可について
学校法人盛岡誠桜学園　盛岡誠桜高等学校（盛岡市）

〇佐藤会長

次に議案第２号、学校の収容定員に係る学則変更認可について審議いたします。議案第２号について事務局から説明をお願いします。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

続いて、議案第２号について、資料№１の６ページを御覧ください。

盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請について、御説明いたします。設置者は、学校法人盛岡誠桜学園でございます。

収容定員に係る学則の変更につきましては、定員を増員する場合には、２段階審査を行っておりますが、今回の申請内容は総定員の枠内での定員調整であることから、１段階審査により御審議いただくものであります。

変更の理由でございますが、専攻科制課程の英会話専科への進学希望者が減少傾向にある一方で、医療機関や介護施設における医療事務職の需要が高まっていること、また、医療及び福祉分野への就職や進学を希望する生徒が増加していることを踏まえ、教育課程の見直しを行うものでございます。変更の時期は、令和９年４月１日を予定しております。

次に、変更の内容でございますが、表の専攻科制課程の欄を御覧ください。総定員 20 人、１学級の英会話専科を廃止し、新たに総定員 20 人、１学級の医療事務専科を設置するもの

でございます。修業年限はいずれも１年でございます。なお、英会話専科につきましては、令和８年度の在籍者はおりません。

今回の学則変更は、専攻科制課程内での教育課程の見直しに伴うものであり、専攻科制課程の総定員数の変更はございません。また、全日制課程につきましても変更はございません。

下の教職員でございますが、総定員数に変更がないことから、設置基準につきましては従前と同様、校長１人、教頭又は副校長１人、教諭等 40 人以上となっており、教諭及び講師を合わせて 80 人配置されていることから、基準を満たしているものでございます。

７ページを御覧ください。施設についてでございますが、総定員数に変更がないことから、施設基準につきましても従前と同様でございます。

なお、屋外運動場につきましては、基準面積の 8,400 ㎡を下回っておりますが、体育館等の屋内運動施設を備えている場合、その他教育上支障がない場合は、この限りでないこととされております。

収支予算でございますが、施設及び教職員等について、全日制課程と共通部分が多く、専攻科制課程分を切り分けて記載することが難しいため、生徒納付金のみ内訳を欄外に記載しております。令和９年度の収入の部について、生徒納付金 395,100 千円、そのうち、今回新設する医療事務専科は６名、3,600 千円、専攻科制課程合計で 45 名、27,000 千円を見込んでおります。そのほか、補助金収入 299,778 千円、事業収入 64,800 千円、その他、となっており、支出の部は、人件費 409,764 千円、教育研究経費 162,485 千円、借入金等返済 118,644 千円、その他となっております。

なお、専攻科の設置及び廃止自体は、学校教育法施行令第 27 条の２第１項第２号の規定により届出事項とされておりまして、学校の判断により実施することができるものでございます。今回の認可申請は、その届出に先立ち行う収容定員に係る学則変更に関するものでございます。

以上のことから、県といたしましては、盛岡誠桜高等学校における収容定員に係る学則変更認可申請につきましては、総定員の枠内での定員調整であることから、認可することが適当であると考えております。

説明は、以上であります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、御質問等ありましたらお願いします。

○龍澤委員

誠桜はそれぞれ学科とか専科とか、名前を使い分けているようですけれど、これは、何か特段理由があるのか、というところが１点。あと専攻科というのは、今回、英会話専科は集まらなかったので、医療事務専科にするということですけれども、専攻科自体、他の専攻科も含めて、その入学状況とか在籍状況というのは、現状どのようになっているのでしょうか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

まず、現在の専攻科の定員の充足状況について最初にお答えします。令和８年度の定員充足状況ですけれども、今回廃止予定の英会話専科は在籍者はなし、子ども未来学科が定員の

40％、公務員予備校専科が 20％、調理師パティシエ専科が 60％となり、今年度の充足状況はそのようになっております。

○龍澤委員

専攻科というのは、ちなみに、全日制課程を卒業した後か。２年課程、１年課程というのはそれぞれか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

高校の全日制課程を卒業した生徒が入学するものとなっております。卒業した後に、修業年限により１年なのか、２年なのかになります。

あと、学科と専科の違いにつきましては、現状その理由が把握できておりませんので、後程、確認してお知らせしたいと思います。

○佐藤会長

よろしいですか。他にはございませんでしょうか。

質問等なければ、次に、御意見等ございましたらお願いいたします。

（意見なし）

○佐藤会長

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第２号について、原案通り認可を適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。

（異議なし）

○佐藤会長

御異議なしということでございます。それでは、議案第２号、学校の収容定員に係る学則変更認可について、認可を適当とする旨、答申することといたします。

（３）協議事項の審議

議案第３号　小学校の設置計画について
学校法人安比高原学園（仮称）　風土と育つ学び舎小学校（仮称）（八幡平市）

○佐藤会長

次に議案第３号、小学校の設置計画について審議をいたします。議案第３号について、事務局から説明をお願いします。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

議案第３号について、資料№１の８ページをお開き願います。

仮称、風土と育つ学び舎小学校の設置計画について御説明いたします。

今回お諮りする内容は、学校設置認可の前段階に当たる、設置計画の協議でございます。

県といたしましては、計画内容の審査をいたしましたところ、小学校設置基準を満たすものと認められたことから、本日の審議会におきまして、委員の皆さまに御意見をお伺いするものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。学校名は、仮称、風土と育つ学び舎小学校であり、本件設置計画は、八幡平市の柏台に、当該学校を令和10年４月１日に開設しようとするものであります。

学校設置を計画しておりますのは、仮称、学校法人安比高原学園でございます。なお、本件は新たに設立する学校法人による計画であることから、現時点では法人名称は仮称としております。本設置計画について了承が得られた場合には、次の段階として、学校設置認可申請と併せて、学校法人設立認可申請が行われる予定でございます。

校舎の場所につきましては、八幡平市柏台を予定しており、令和８年度末閉校予定の小学校跡地を活用する計画としております。

設置の目的は、多様化する教育ニーズに応える新たな教育の選択肢として、八幡平市固有の風土を学びの基盤とし、児童一人ひとりの主体的な学びを育むこと、とされており、地域との関わりや探究的な学習を通じて、主体的に考え、協働しながら学ぶ力の育成を目指すものであります。

収容定員ですが、１学年当たりの定員は１学級25人で、総定員は６学級150人の計画となってございます。

教職員採用計画は、開設年度における１年生から３年生までの学年構成を踏まえまして、開設年度は専任教員９名、専任職員５名、合計14名の体制を見込み、教職員数などの設置基準を満たすものであります。また、開設後は学年進行に伴う学級数の増加に対応するため、教員及び職員を段階的に増員していく計画としております。

９ページをお開きください。施設の計画ですが、先ほどの御説明したとおり、八幡平市内の閉校予定小学校跡地を活用する計画としております。施設の利用に係る具体的な協議は、設置計画の了承後に、八幡平市と具体的な協議を進める予定としておりますが、校舎及び運動場については、小学校設置基準を満たしており、教育活動に必要な施設を確保する計画としております。

次に、校具・教具についてですが、校具及び図書については、必要な数量を確保する計画としております。また、教具については、既存小学校からの引継ぎを含め、認可申請までに整備内容を整理することとしております。

収支予算は、令和10年度の収入の部で、生徒等納付金収入39,200千円、手数料収入で902千円等となっており、支出の部では、人件費支出107,318千円、教育研究費支出31,956千円等となっております。定員150名に達するまでに４年ほどかかる見通しで、完成年度までは赤字を見込んでおりますが、学校法人の資産で補填を予定しております。

続きまして、資料№２、補足資料の３ページをお開きください。設置予定地の選定理由についてでありますが、設置場所である八幡平市は、豊かな自然環境や地域資源を有し、設置者が掲げる探究的な学びを展開する上で適した教育環境を備えております。また、地域との連携による教育活動が期待できるとともに、市立小学校の統合に伴い閉校予定となる小学校施設を活用できることなどを総合的に判断し、選定されたものでございます。

次に、小学校施設活用に係る八幡平市との協議状況についてでありますが、３ページから４ページに記載しておりますけれども、閉校予定小学校の活用や学校設立後の連携等について、現在市と協議を進めておりまして、市においては設置計画を認識しており、県私立学校審議会において設置計画が了承された場合には、関係法令等に基づき、校地・校舎の活用や地域連携等に係る具体的な協議・調整を進めることとしております。

なお、本設置計画書の提出を受けまして、岩手県私立学校認可事務取扱要領に基づき、関係機関への意見照会を行った結果、本設置計画に対する特段の意見は示されておりません。

５ページをお開きいただきまして、各機関からの意見を記載しております。特段の意見は示されておりません。岩手県における、私立小学校の推移を記載しておりますけれども、令和７年度以降、県内に私立小学校は設置されておりません。本計画は、多様化する教育ニーズに応える新たな教育の選択肢として、設置が計画されているものでございます。

以上が設置計画の概要でございます。なお、冒頭にも申し上げましたとおり、今回お諮りしております議題は、学校設置認可に係る、いわゆる２段階審査の第１段階である設置計画の協議に当たるものでございます。

本日の審議会において、設置計画について御了承いただいた場合には、設置者において、校舎利用に係る具体的な協議や教員数の確保など、開校に向けた準備を具体的に進めることとなります。その後は、令和９年度に予定される学校設置認可申請の内容について、県において改めて審査を行い、実地調査等を経た上で、私立学校審議会において、再度御審議いただくこととなります。

委員の皆様におかれましては、現段階における設置計画につきまして、小学校設置基準等の認可基準に適合する見込みがあるかという観点から、専門的かつ大局的な見地により御審議賜りますようお願いいたします。

〇佐藤会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、御質問等ありましたらお願いいたします。

〇浅見委員

校舎についてなんですけれども、今の施設の計画で設置基準を満たしているのは、あくまでも、今の閉校予定の小学校の校舎ということで、これを活用すると。そういうことで、これは設置基準を満たしていると。私もよくわからないんですが、この閉校予定の小学校がそのまま使われるというわけではないんですよね。

それから、この老朽化具合とかですね、そういうのがわからないんですけれども、そうすると、この校舎はあくまで使った状態で、広さとか教室数とか、設置基準を満たしてるということなんですが、この後、これが例えば建て替えるという可能性はないのかということが疑問に思いました。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

現在の計画では、建て直すという計画ではありません。現在の小学校の校舎を使うという計画になっておりますが、全くそのままということではなく、改修のそういった計画については今回のこの設置計画が了承された上で、来年度の認可申請に向けて検討を進めるとい

うことになっております。
　この校舎については、平成 23 年２月に耐震補強工事を実施したとの記録がありまして、耐震基準を満たしているというふうに考えております。

○浅見委員
　ではこの校舎は、結局その改修工事が入った場合、今度は新しい法人がそれをすべて行うということなんですか。

○竹原主幹兼私学振興担当課長
　現状で、閉校になった校舎を引き渡して、その後、改修等が必要であれば、そこは学校法人の方で行うということになっております。

○浅見委員
　そうすると学校法人の方が、この校舎を買い取ると。

○竹原主幹兼私学振興担当課長
　買い取ることではなく、賃貸借の契約を結ぶということになっております。

○浅見委員
　改修とかは、これはどういうふうに。

○竹原主幹兼私学振興担当課長
　八幡平市から借りる契約となりますので、八幡平市の承諾を得て行うことになるかと思います。

○浅見委員
　その改修費用とかは、学校法人の方が負担すると。

○竹原主幹兼私学振興担当課長
　学校法人が負担するということになります。

○佐藤会長
　よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

○龍澤委員
　岩手県内、少子化が大変進んでおりまして、特に県北地域は、他地域と比べても、少子化の進行度合いが高いのかなと思っているんですけれども。定員は 25 名ということでありますけれども、これは八幡平市の小学校に入学される方を対象にしてるのかですね、或いは、違う地域なのかと。
　また、八幡平市教育委員会の方は特に意見ないということですけれども、八幡平市から集める場合には、八幡平市の他の小学校と、いわゆる競合になるのかというところ。

また、先ほどの通信制高校とは違って、他地域から集める場合には、小学生なので、1年生から寮というわけにもいかないのかなというふうには思うんですけれど、その辺り、どのように考えてらっしゃるのかというところをお伺いしたいと思います。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

まず対象としては、八幡平市内に限定してるものではなくて、県内及びその県外からの入学を想定していると。その場合にも、先ほどご質問ありましたけれども、小学生でありますので、移住も想定してるというふうに聞いております。

○木村総括課長

既存の小学校との競合の部分でございますが、今回の廃校の利用というもの、すでに統合した後の校舎を活用するという形になっておりまして、その段階で、今回、八幡平市の教育委員会の方に、設置についての御意見を伺ったというところでございますので、統合後の体制でですね、特に意見はないという、お答えをいただいたというところでございます。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。他にはございませんでしょうか。

家族ともども移住を前提という形での受け入れということでよろしいんですね。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

そのとおりでございます。

○佐藤会長

他には御質問等ございませんでしょうか。

（質問等なし）

○佐藤会長

こちらの方も新たな小学校の設置計画ということでございまして、今回は、設置計画についての審議ということでございます。皆様方から特段の、この議案について了承の方向というふうに受けとめてよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第3号について、原案どおり認可を適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。

（異議なし）

○佐藤会長

御異議なしということでございます。それでは、議案第3号、小学校の設置計画について、計画を了承する旨、答申することといたします。

（４）報告事項

専修学校の設置認可に係る経過報告について

○佐藤会長

次に報告事項に移ります。

報告事項、専修学校の設置認可に係る経過報告について、事務局から報告をお願いします。

○竹原主幹兼私学振興担当課長

お手元の資料№３の報告事項の１ページをお開き願います。専修学校の設置認可に係る経過報告について、でございます。

まず、１に記載のとおり、今年、令和８年７月 21 日に開催されました令和８年度第１回審議会におきまして、御審議いただいた仮称、盛岡先端産業・ビジネス・ＩＴ専門学校の設置計画については、了承することを決定し、学校法人宛てに通知いたしました。

第１回の審議会においては、資料２（１）に記載のとおり、経営の見通しについての精査が必要であることや、校舎面積に係る専修学校設置基準の特別の事情の解釈や、適用の可否に係る整理が必要であること等について、御意見をいただいたところです。

あわせて、事務局からは、２（２）に記載のとおり、校舎の長期借用を保証する書類の提出を前提として、当該設置計画は妥当なものである旨を説明いたしました。

その後の状況ですが、３に記載のとおり、相手方から認可申請書一式の提出はあったものの、校舎の長期借用を保証する書類や、設置基準への適合性を確認するために必要な資料の一部が提出されていないほか、認可に係る審議の前提となる実地検査について、現時点においても実施時期を見通せない状況となっております。

また、校舎面積に係る専修学校設置基準の特別の事情の解釈については、文部科学省に確認したところ、統一的な解釈はなく、都道府県に委ねるということでした。全国の事例を見ますと、本件同様、午前と午後の２部制である際に、総定員ではなく、同時に校舎に存する最大人数で審査したという例がありまして、現在その詳細について調査をしているところですので、その結果も踏まえまして、特別の事情の適用について整理・検討していきたいと考えております。

最後に、４の設置認可の時期についてですが、専修学校の設置認可について、本県では、２ページ目の表にあるとおり、実地検査を経て９月の審議会において諮問・答申することを主なフローとして公表しているものでございます。

したがって、本来であれば、本審議会において設置認可について諮問を行うところでございますが、３で御説明したとおり、引き続き確認・整理を要する事項があることから、本日は経過報告として御説明させていただくものでございます。

今後、必要な資料の提出を受け、引き続き必要な確認・審査を行った上で、実地検査を実施し、その結果を踏まえて、設置認可について改めて諮問することとしたいと考えております。なお、書類の提出状況や借用予定校舎の改修工事の進捗によっては、年明けに実地検査を行い、年度末に設置認可に係る審議会を経て認可する可能性もございます。

説明は、以上でございます。

〇佐藤会長

ただいまの報告につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

（質問等なし）

〇佐藤会長

特にないようでございますので、報告事項については以上で終了したいと思います。

（５）その他

〇佐藤会長

次にその他ですが、事務局から何かありますか。

〇竹原主幹兼私学振興担当課長

特に用意ございません。

〇佐藤会長

委員の皆さまから何かございませんか。

〇高橋委員

個人的に意見を申し上げます。これは先ほどの、付帯意見と違ってですね、この会の共通認識として欲しいということではなく私の個人的意見なんですけど。

今日の 1 つ目の、諮問事項に間接的に関係がありますが、その話は一応切り離してですね、今後のこの私立学校審議会の議論に関して、特に今回の諮問事項に関して、みんなでこういう私立学校審議会における審議っていうのは、基本的にはその基準に沿っていれば認めるということでやってきて、実際、主な内容についても、一応理解し分かるんだけれども、その評価の是非ついて、議論するということは基本的にはないという形でやってきているとは思います。

例えば、今回もそうなんですけれども、今回の内容は、授業料が非常に高額であると。言ってみれば約 100 万円、大体、私立大学並みの授業料ということで、しかも今回、前回も、部長が冒頭で高校無償化の話をされましたが、無償化なので、やっぱりこのぐらいの額をですね、授業料に関して公費で支給されるということで、高校であれば、それは想定されるわけですね。各種学校とは違うわけでありますので。高校ということで、それだけの額も公費で支出するということが、これから前提になってくるわけですので、そういう点では今までとは条件が違うのかなと思います。

ですので、こういう高校の新設ということに関しては、やはり、今までであれば、形式的な要件を満たしていればよかったかもしれないけれども、内容的な妥当性や、公共性ということについても、ある程度考えていく必要があるんじゃないかと考えますので、これは今回の話じゃなくて、一般論として、私立学校審議会における審査の考え方として、高校の新設という形でてきた場合については、以前よりもより慎重な内容の検討が必要であると。

今回に関しても、私は別に内容的に否定するわけではないのですが、通常の方法であれば、大体、皆さん共有して、ここはこうするんだろう、これはこうするんだろうという理解はできるんですが、今回は非常に大幅に違う内容なので、それについて明らかにしないと、十分に理解ができないと。そうすると、こちらとしては理解できないところがたくさんあるんだけれども、基準に沿っているから認めるというような形になってくる。先ほどから申し上げてきたような意味ではですね、責任を果たせないというか、そういう感じもありますので、その点については、今後ですね、この審議会の進め方として考慮していただきたいというふうな個人的意見を申し上げます。以上です。

○村上ふるさと振興部長

貴重なご意見ありがとうございました。

今回の広域通信制高校につきましては、皆様からもいろいろ御指摘ありました通り、初めての事例ということもあって、非常に限られた時間の中で、我々の説明もですね、十分じゃなくて、御理解に行き届かなかった面もあったかと思います。

私も改めて資料を見ていて、例えば、今回の申請のあった学校でなくても、他県での広域通信制高校の運用がどうなっているかとか、そういったような、委員の皆様の参考になるような、資料をきちんと御覧いただくような工夫が必要であったかなということは、私どもとしてもちょっと反省をしております。

今、学校の新設というお話ありましたが、次回以降、そのような話がある場合にはですね、我々としても、単純に基準に合致してるかどうかというだけではなく、委員の皆様が多角的に判断いただけるような資料の提出について工夫させていただきたいというふうに思いますので、御了承いただければと思います。

それから、1 点ですね、ドルトンの、広域通信制高等学校の授業料の話がございました。高校無償化の話は就学支援金という、国のお金でやるんですけれども、これは上限がありますので、このような高額な支出の場合は、それを超える部分は、全額、公費ということではなく、それぞれの家庭がそれを超える分は負担するという制度になっておりますので、その点だけ、補足で御説明をさせていただきました。以上でございます。

○佐藤会長

委員の皆様方から他にございませんか。

（発言なし）

５　閉　会

○佐藤会長

特にないようですので、それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

御協力ありがとうございました。